

青森県報

第三千五百七十九号

平成二十四年
八月十七日
(金曜日)

目次

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商工政策課) ……一
- 採石業務管理者試験の施行……………(河川砂防課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(西北地域) ……二

- 右 同……………(同) ……三
- 公安委員会……………(西北地域) ……四

電子計算機等貸借契約に係る一般競争入札……………(会計課) ……五

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
エルムの街ショッピングセンター
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一外
五所川原街づくり株式会社
五所川原市大字唐笠柳字藤巻五一七の一
代表取締役 葛西英機
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の開設に関する事項	株式会社サンデー 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十一時	株式会社サンデー 開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十一時	平成 二四・七 一六
大規模小売店舗の営業時間	午前八時三十分(ただし、年六日は午前六時三十分)から午後十一時	午前六時三十分(ただし、年六日は午前六時)から午後十一時	

四 届出年月日

平成二十四年七月十七日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十四年八月十七日から同年十二月十七日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十四年十二月十七日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

採石業務管理者試験の施行

平成二十四年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）第八条の七の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

1 期日 平成二十四年十月十二日（金）午前十時から正午まで

2 場所 青森市安方一丁目一の四〇

青森県観光物産館「アスパム」六階 会議室 「岩木」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

三 受験願書の受付期間

平成二十四年九月三日（月）から同月二十一日（金）まで（郵送の場合は、同月二十一日付けの消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の

青森県県土整備部河川砂防課

五 提出書類

1 受験願書 一通

2 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料

八千円（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他

受験願書の用紙は、青森県県土整備部河川砂防課で配布する。

（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

受験者には、青森県県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 つるや建築工房

二 氏名 鶴谷 保文

三 主たる営業所の所在地 五所川原市字中平井町九二の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第四〇〇二五五号

五 取消年月日 平成二十四年七月五日

六 取消しに係る建設業の許可

七 建築工事業に係る一般建設業の許可
取消しの原因となった事実

平成二十四年七月五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ファイブ

二 代表者の氏名 古坂 丈二

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字小曲字沼田二四の三

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第七〇〇〇五七号

五 取消年月日 平成二十四年七月九日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年七月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社櫛引工業所

二 代表者の氏名 櫛引 英嗣

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字皆瀬一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第〇〇一七二六号

五 取消年月日 平成二十四年七月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、タイル・れんが・ブロック、造園工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社櫛引工業所

二 代表者の氏名 櫛引 英嗣

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字飯詰字皆瀬一

四 許可番号 青森県知事許可（特 一九）第〇〇一七二六号

五 取消年月日 平成二十四年七月二十五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 第一電設工業

二 氏名 對馬 幸征

三 主たる営業所の所在地 五所川原市大字広田字榊森四二の二五

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第四〇〇二九三号

五 取消年月日 平成二十四年八月二日

六 取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年八月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 坂本左官工業

二 氏名 坂本 繁

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町芦野三三四の二二〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 二二) 第一〇一七五六〇号

五 取消年月日 平成二十四年八月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、左官、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年八月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 佐々木工業

二 氏名 佐々木 敬蔵

三 主たる営業所の所在地 つがる市稲垣町千年以上鹿島五の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四) 第一〇二二〇四号

五 取消年月日 平成二十四年八月二日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年八月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社田中鉄筋工業

二 代表者の氏名 田中 岩男

三 主たる営業所の所在地 下北郡佐井村大字佐井字中道四七の一

四 許可番号 青森県知事許可(般 一九) 第六〇〇二〇号

五 取消年月日 平成二十四年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年七月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

電子計算機等賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成二十四年八月十七日

青森県警察本部長 山 本 有 一

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における設置、設定及び保守等を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

電子計算機等（青森県警察情報保全強化システム）一式

二 賃貸借期間

平成二十五年一月一日から平成二十九年十二月三十一日（ただし、この契約に係る予算の削減又は削除があつた場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号（物品等の競争入札参加資格）又は平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、電子計算組織に係る機器等賃貸借契約についてAの等級に格付けされた者であること。

なお、前述の（物品等の競争入札参加資格）の審査を受けていない者について

は、入札日までに、資格審査の申請をし、開札日までに資格を得ること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものとして、地方公共団体発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課用度係

電話 〇一七 七三三 四二一一

2 入札書の提出期限

平成二十四年九月二十八日 午前十二時

3 開札の場所及び日時

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部 会計課会議室

平成二十四年九月二十八日 午後一時半

六 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百二十二条第一項第二号の規定により免除とする。

七 契約保証金に関する事項

賃貸借期間中初年度の契約金額（翌年度以降は各年度ごとの契約金額）の百分の五以上の金額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部の納付を免除することとし、翌年度以降の各年度についても同様とする。

1 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

2 過去二年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じとする契約を二回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

八 契約書の取り交わし時期

落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

十 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格を満たさない者がした入札、入札説明書により義務づける入札者の義務を果たさない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 入札書の記載方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち三か月分に相当する金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載することとする。

4 契約金額

落札価格をもって平成二十四年度の契約金額とする。ただし、平成二十五年度から平成二十八年度の契約金額は落札価格に十二を乗じた額を三で除して得た額とし、平成二十九年度の契約金額は落札価格に九を乗じた額を三で除して得た額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be leased:

(1) Electronic Computer hardware and software

(2) Specification and quantity of other products will be referred to a bid explanation

2 Time limit for tender:

12:00 A.M. September 28, 2012

3 Contact point for the notice:

Supply Section
Finance Division,
Aomori Prefectural Police HQ
2-3-1 Shinmachi
Aomori City, Aomori 030-0801
Japan
TEL 017-723-4211

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭